

武田 直大

高等司法研究科・教授

【研究】

本年度開始の基盤研究C「近年の契約責任論の展開を踏まえた免責条項論の再構成」に着手した。契約責任を減免する契約条項については、従来主として、故意・重過失・軽過失といった帰責事由の段階に焦点を合わせて、その効力が論じられてきた(典型例として消費者契約法8条1項)。これは、伝統的に、債務不履行責任の帰責事由が故意・過失とされてきたことと対応している。しかしながら、近年の契約責任論では、責任の有無・内容について契約内容が重視されており、2017年債権法改正において民法415条も改正された。このような変化の中で、免責条項の効力について従来のアプローチは通用しないのではないか。本研究は、このような問題意識のもと、債権法改正やそれに関連する近年の契約責任論の展開を踏まえて、免責条項について考察しようとするものである。本年度は、研究の端緒として、ドイツにおける契約中の主要な義務を制約する免責条項を無効とする法理について、判例・学説の整理を進めた。

その他に、消費者法の入門的な解説として、「消費者法とはどのような法分野か?——チケットのキャンセル・転売禁止に関する最近のニュースを枕として」法教539号6頁以下を公表した。

【教育】

本年度から新たに、学部において、民法4(家族法、春・夏学期2単位)と民法3(担保物権、秋・冬学期4単位中の約半分)の講義を担当した。新規担当科目につき、講義ノート(民法4が合計250頁、民法3が合計151頁)の作成にかなりの時間を要した。その他、学部においては、法政基礎演習a, bおよび演習1a, bを担当した。

また、高等司法研究科においては、昨年度に引き続き、春・夏学期に民法応用1の2クラスを、秋・冬学期に消費者法の半分を担当した。

【管理運営】

全学では総合図書館運営委員会委員を、部局内ではFD・教育企画委員会委員、安全衛生管理室室長・情報マネジメント室室員を務めた。

【社会貢献】

昨年度に引き続き、豊中市消費生活審議会委員(副会長)を務めた。